

# 協 働 事 業 提 案 書

令和7年11月21日

次のとおり、協働事業の提案をします。

NPOによる提案		岐阜市による提案	
提 案 者	団体名	担当課	子ども・若者総合支援センター
	代表者の職 氏 名	担当者 氏 名	若井 俊洋
	所在 地		
	TEL	TEL(内線)	058-269-1321(内線102)
	FAX	FAX	058-266-5521
	E-mail	E-mail	<a href="mailto:wakai-tos@city.gifu.gifu.jp">wakai-tos@city.gifu.gifu.jp</a>
	連絡担当者が代表者と異なる場合は下にご記入ください 氏 名		
	住 所		
	TEL		
	E-mail		
提案事業名	特別な対応が必要な子どもたちのための放課後居場所づくり事業		
事業目的 及び事業概要	<p><b>【事業目的】</b>          現在、不登校や発達障がい等により集団への適応に困難を有する児童・生徒の数は年々増加しており、様々な事情により、相談ができず孤立している保護者もおり、そのもとで子どもが自己肯定感を高めることが難しく、二次的な困難を抱え込んでいる例もある。          そのような中で、自分の存在を大切にしてもらえ、他者とも出会うことのでき、安心して学習したり交流したりできる居場所の提供には大きな意義がある。同時に保護者も子育てや自分の苦しみを吐露でき、荷を軽くしてくれる親仲間や支援者と出会い、子ども理解を深める学びの場所が必要になっている。          上記の事情から、特別な支援を必要としている子どもと子育てのストレスを抱える保護者への支援を目的とし、そのための子どもの放課後の居場所や学習支援の場づくりを行う。</p> <p><b>【事業概要】</b>          (開設場所、開設日及び開設時間)          ・学習支援室の開設場所は、実施団体と協議の上、市長が決定する。          ・開設日は、原則として週3日とする。          ・開設時間は、原則として授業終了後から午後9時までとする。          (事業内容)          ・特別な対応が必要な子どもたちが安心して過ごすことのできる場を提供する。          ・安心して学習に向かうことのできる環境を整える。          ・個に応じた学習支援を行う。          (学習支援員)          ・学習支援室には学習支援員を原則として4人配置し、学習支援や相談対応等を行う。          ※参考:放課後等デイサービス・児童発達支援事業所の指導員の配置基準          利用定員:10人以下:2人以上 11~16人:3名以上 16人~20人4名以上          (対象児童)          ・市内の小中学校および義務教育学校の児童生徒のうち特別な対応が必要な子どもであると市長が認めた者で、学習支援室の利用を希望し、かつ、保険料を負担するものとする。       </p>		
想定している 協働形態 (○を付けて下さい)	①委託 ②共催・実行委員会 ③支援(補助金の支出・その他の助成等・アダプトプログラム) ④後援 ⑤その他( )		
予算の状況	(提案者が岐阜市の場合のみ記入) ①今年度予算として計上済み ②来年度以降の予算計上を検討中 ③未定 ④その他( )		
	想定予算総額 4,562 千円 ( NPO: 千円 岐阜市: 4,562 千円 )		
事業時期	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日		
添付書類	①協働事業計画書(案) ②協働事業収支予算書(案)		

提出先:市民活動交流センター